事業番号　192

平成２４年行政事業レビューシート　（厚生労働省）

事業名	国民健康保険出産育児一時金補助金	担当部局庁	保険局	作成責任者
事業開始・終了（予定）年度	平成２１年度・平成２４年度	担当課室	国民健康保険課	濵谷 浩樹
会計区分	一般会計	施策名	Ⅳ-2-1　全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む	
根拠法令（具体的な条項も記載）	国民健康保険法第74条	関係する計画、通知等	「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（平成21年5月29日保発第0529007号厚生労働省保険局長通知	

事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）

国民健康保険の健全な運営に資するため、市町村保険者に対し、出産育児一時金の支給に要する費用の一部を補助する。

事業概要（5行程度以内。別添可）

出産育児一時金の支給に要する費用の一部（38万円から42万円に引き上げた市町村保険者負担増分の一部）を交付し、市町村国保の安定運営及び被保険者の出産及び育児に係る負担を軽減させるものである（平成24年3月出産に対する出産育児一時金の支給分をもって補助事業終了）。

実施方法　□直接実施　□委託・請負　■補助　□負担　□交付　□貸付　□その他

予算額・執行額（単位：百万円）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
予算の状況	当初予算		3,830	2,070	171	
	補正予算	1,609				
	繰越し等					
	計	1,609	3,830	2,070	171	
執行額		1,584	3,688	1,951		
執行率（%）		98.5%	96.3%	94.3%		

成果目標及び成果実績（アウトカム）

成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値（24年度）
当該補助事業は、国民健康保険の出産育児一時金の支給に要する費用の一部を補助することにより、市町村国保の安定運営に資するものであることから、定量的な成果目標を設定し、その達成度を測ることはなじまないものと考える。	成果実績	―	―	―	―	―
	達成度	%	―	―	―	

活動指標及び活動実績（アウトプット）

活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
実施市町村保険者数	活動実績（当初見込み）	保険者	1,751	1,723 （1,723）	1,722 （1,722）	― （1,717）

単位当たりコスト　1（百万円／保険者）

算出根拠　（執行額 ÷ 実施市町村保険者数）
1,951百万円 ÷ 1,722保険者 ≒ 1百万円

平成24・25年度予算内訳

費　目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由
国民健康保険出産育児一時金補助金	171		平成24年度で補助事業が終了するため。
計	171		

事業所管部局による点検			
	評 価	項　　目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	出産育児一時金の支給額が恒久的に42万円となり、市町村保険者の財政負担の激変緩和を考慮し引き上げ分の4分の1を国庫補助したことは、市町村国保の安定した財政運営を推進するうえで、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	激変緩和措置は、市町村国保の安定運営に資するためのものであり、国が実施すべき事業である。
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	－
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	－
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	補助割合の見直しを行ったことにより、補助金は減額となっている。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	平成22年度までは引上げ分の2分の1を補助し、平成23年度は激変緩和措置として引上げ分の4分の1を補助した。
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	－
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	交付要綱に定める補助対象事業及び算定方法等に基づき適正に執行されており、出産育児一時金の支給実績に基づき交付されていることから、真に必要なものに限定されている。
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	－
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	－
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	活動実績については、見込み通りとなっている。
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	－
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	－
点検結果	平成23年度は、出産育児一時金の支給額を恒久的に42万円にすることに伴う激変緩和措置として、引き上げ分の一部を補助した。平成24年度は、引き上げ分に対する国庫補助を廃止した。		

予算監視・効率化チームの所見
－

上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）
－

補記 （過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）
－

関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	253	平成23年行政事業レビュー	225

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）（単位：百万円）

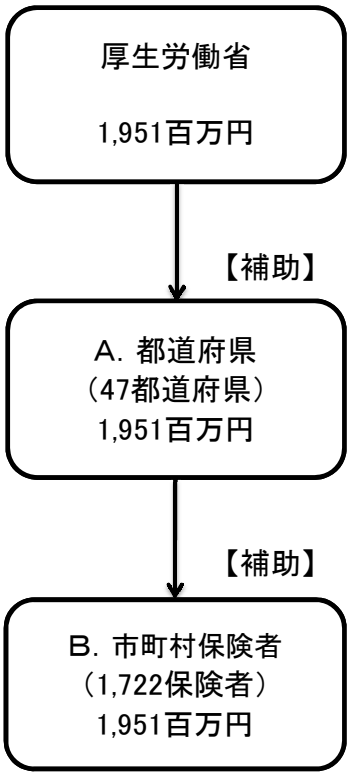

A. 都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B. 市町村保険者

出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てる。

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A.都道府県（東京都）

費 目	使 途	金 額（百万円）
補助金	管轄の市町村保険者へ交付	219
計		219

E.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

B.市町村保険者（大阪市）

費 目	使 途	金 額（百万円）
保険給付	出産育児一時金	58
計		58

F.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

C.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

G.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

D.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

H.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

支出先上位10者リスト

A.都道府県

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	入札者数	落札率
1	東京都	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	219		
2	大阪府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	157		
3	神奈川県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	139		
4	愛知県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	111		
5	埼玉県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	106		
6	千葉県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	99		
7	北海道	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	85		
8	福岡県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	83		
9	兵庫県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	75		
10	静岡県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	55		

B.市町村保険者

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	入札者数	落札率
1	大阪市	出産育児一時金の支給に要する費用の一部を充てる	58		
2	横浜市	出産育児一時金の支給に要する費用の一部を充てる	52		
3	名古屋市	出産育児一時金の支給に要する費用の一部を充てる	35		
4	札幌市	出産育児一時金の支給に要する費用の一部を充てる	27		
5	福岡市	出産育児一時金の支給に要する費用の一部を充てる	24		
6	川崎市	出産育児一時金の支給に要する費用の一部を充てる	23		
7	京都市	出産育児一時金の支給に要する費用の一部を充てる	20		
8	神戸市	出産育児一時金の支給に要する費用の一部を充てる	20		
9	広島市	出産育児一時金の支給に要する費用の一部を充てる	19		
10	さいたま市	出産育児一時金の支給に要する費用の一部を充てる	16		